

=====
コンテンツ (No.10)

今回は、以下の内容でお届け致します。添付ファイルの写真は、北京市の西北、知識産権局の近くにある「国家質量技術監督局」の局舎です。

1. 知財関連法の改正進捗状況
 2. 知識産権局専利局滞貨解消計画
 3. 知識産権庭を有する人民法院が38に増加
 4. 中国 UPOV 条約加盟・申請受付開始
 5. 第1回 北京二セモノ連絡・協議会
 6. 新刊紹介 知識産権案例精選(中英対照)
-

1. 知財関連法の改正進捗状況

現在、中国では専利法、商標法等の改正が進められている。通常、中国の法改正は、主管官庁での検討結果がまず国務院に提出され、国務院ベースの調整の後に、国務院から全国人民代表大会(全人代)に提出され採決を受ける。専利法、商標法は最終的には全人代常務委員会で採決されることとなるが、現在の進捗状況は以下の通りである。

(1) 専利法

改正案は6月に知識産権局から国務院に提出されており、現在、国務院では関係機関からの意見取りが行われている。この意見取りは3回行われる予定であり、それぞれ2月程度要するので、国務院から全人代常務委員会に提出されるのは12月になる見込み。

(2) 商標法

現時点では、工商行政管理局から国務院には提出されておらず、予定のスケジュールよりは若干改正作業が遅れている模様。

(3) 著作権法

現在、全人代常務委員会で審議中。

(4) 技術輸出入管理条例

上位法規に当たる契約法(中国名:合同法)が10月1日から施行されることとなっており、下位法規である技術輸出入管理条例については、対外経済貿易合作部内で見直しを検討されている。ただし、その内容、スケジュール等は不明。

2. 知識産権局滞貨解消計画

LIU, SHEN & ASSOCIATES のニューズレター(July 1999)によれば、6月3, 4日に北京に於いて、知識産権局と渉外特許事務所との業務調整会議が開

催され、その席上、呉専利局副局長より、専利局の滞貨解消計画が披露された。発表によれば、1998年末、専利局の審査部には68,400件の審査請求済みの未処理特許出願があり、専利復審委員会（審判部）には、2,272件の未決案件がある。このため、現在、審査請求からの平均要処理期間は40～50月となっているが、専利局では、2002年までには、平均要処理期間を30月に短縮すべく以下のような施策を採ることとしている。

- (1) 審査官の超過勤務について賞与を与え、一人あたり、EPOの平均である年間50件の処理を奨励する。
- (2) 分類付与等の周辺業務を審査官から審査官以外の職員に行わせることとする。分類付与については、今年6月より審査官業務から切り離し、これによって約30人の審査官を実体審査業務に振り向けることが可能となった。
- (3) 実用新案、意匠部の審査官を再教育し、専利復審委員会で活用することとする。
- (4) 退職した元審査官を再雇用する。

これらの措置により、今年1月から4月までの最終処分件数は前年同月比で40%増加し、ファーストアクションは61%増加したとのことであった。

3．知識産権庭を有する人民法院が38に増加

現在のところ、知識産権庭を有する人民法院は10の高級人民法院、22の中級人民法院等以下の38の人民法院が知的所有権審判庭を成立している。

最高人民法院、北京市高級人民法院、上海市高級人民法院、天津市高級人民法院、広東省高級人民法院、福建省高級人民法院、重慶市高級人民法院、海南省高級人民法院、江蘇省高級人民法院、四川省高級人民法院、河南省高級人民法院、北京市第一中級人民法院、北京市第二中級人民法院、上海市第一中級人民法院、上海市第二中級人民法院、天津市第一中級人民法院、天津市第二中級人民法院、広州市中級人民法院、南京市中級人民法院、珠海経済特区中級人民法院、ハルピン市中級人民法院、深セン経済特区中級人民法院、汕頭経済特区中級人民法院、廈門経済特区中級人民法院、武漢市中級人民法院、成都市中級人民法院、仏山市中級人民法院、青島市中級人民法院、太原市中級人民法院、塩城市中級人民法院、合肥市中級人民法院、ジョウ州市中級人民法院、安陽市中級人民法院、北京市海淀区基層人民法院、北京市朝陽区基層人民法院、上海市浦東区基層人民法院、上海市黄浦区基層人民法院、青島市市南区基層人民法院

1999年7月2日付けの「中国知識産権報（旧専利報）」によれば、今年1月から4月まで、全国各級の人民法院は合計1,396件の知的財産権事件を受理し、昨年同月比12%増となっている。事件の中で最も多いのは、専利侵害事件で、394件に達し、昨年比で53%増加。著作権案件は241件で、30%増加、商標侵害案件は137件で、20%増加した。その他、技術契約案件は271件、専利契約案件は13件、専利権帰属案件は133件、商標権帰属案件は22件、専利権以外

の侵害案件は 43 件、その他の民事知的所有権案件は 142 件であった。技術契約案件と専利契約案件は多少減少しているものの、その他の案件はすべて増加している。

4 . 中国 UPOV 条約加盟

今年 4 月 24 日、中国は第 39 番目の「植物新品種の保護に関する国際条約 (UPOV 条約) の加盟国となり、植物新品種の申請受付を開始した。中国は、1998.8.29 に全人代常務委員会で UPOV 条約 (1978 年版) に加盟することを決定し、今年 3 月 24 日に加盟書を寄託し、4 月 24 日から発効することとなったものである。したがって、現在、中国では特許では植物を保護対象としていない。

中国では、農業部と国家林業局がそれぞれ農業と林業の植物新品種件の申請を受理している。今回発表された第 1 回目の保護リストでは水稲、トウモロコシ、白菜、馬鈴薯、ムラサキウマゴヤシ、スズメノカタビラ、ポプラ、桐科、杉、コブシ科、牡丹、梅、バラ科、菊科、シュンラン、ツバキ科、ナデシコ科、グラジオラス科の 18 の科、種が保護の対象とされている。今後この保護対象リストは計画的に拡大される予定である。

7 月 2 日付けの『中国知識産権報』によれば、約 2 ヶ月間で、延べ 154 件の植物新品種保護が申請された。農業部が受理した 56 件のうち、8 件是水稲、48 件はトウモロコシである；国家林業局が受理した 98 件は、ポプラ、牡丹、ツバキ科、梅の花、コブシなどであった。

現在のところ、まだ実施細則が決定されていないが、まもなくこれら細則が決定され、今回保護申請された新品種については、農業部と国家林業局が 6 ヶ月以内に審査を開始することとなっている。

なお、中国における申請事務所は、以下の 2 事務所である。

(農業関係新品種)

中農恒達植物新品種権代理有限公司

〒100026 北京市朝陽区麦子店街 18 号楼農業出版社 811 室

Tel. 6419-5081, Fax. 6593-5541

(林業関係関係新品種)

北林植物新品種権事務所

〒100083 北京市海淀区清華東路 35 号北京林業大学

Tel. 6233-8223, Fax. 6233-8223

5 . 第 1 回 北京ニセモノ連絡・協議会 (結果)

7 月 22 日午後 2 時より、北京市の Gloria Plaza Hotel において、第 1 回北京ニセモノ連絡・協議会が開催された。今回の連絡協議会は、2 月に開催されたセミナーで発案のあった、日系企業のための情報交換会の第 1 回目であり、在中国の日系メーカーを中心とした 50 数社の参加があった。

今回は、日中経協の関より「中国におけるニセモノ対策について」とのタイトルで、6月に日本で行った講演の紹介があり、引き続いてフランスのニセモノ取締の公益法人ユニオン・デ・ファブリカン(UNION DES FABRICANTS)の北京事務所 孫 代君 氏よりユニオン・デ・ファブリカンのメンバーや活動内容の紹介があった。次に、国家質量技術監督局監督司の宣 湘 司長を招き、中国の製品品質法の側面からの「ニセモノ商品取締の現状及び対策」について講演を聞きいた。講演の後には質疑応答が行われ、本物とニセモノの実物を持ち込んだ質問等もあり、活況であった。

以下、ユニオン・デ・ファブリカンと国家質量技術監督局監督司からの講演内容を簡単に紹介する。

(A) ユニオン・デ・ファブリカン (活動紹介)

(1) 活動内容

ユニオン・デ・ファブリカンの活動内容は、加盟メンバーに対する知的財産関連法律・行事等についての情報収集と提供、会員メンバーを代表した中国政府に対するロビー活動、ニセモノ取締のコーディネート、市場調査、普及啓蒙活動など。

(2) 加盟メンバー

北京事務所の現在の加盟メンバーは、AGESOP, ARJO WIGGINS, BIC, BIOMERIEUX, CASINO, CHANEL, CHRISTOFLE, CLICQUOT, DANONE, DEMURGER, FEDERATION PAFUMERIE, FRED, GUERLAIN, HAGER, INDICAM, JOUVENAL, KENZO, LACOSTE, L'OREAL, LVMH(Louis Vuitton, Malletier, Veuve Cliquot, Hennessy, Moet & Chandon, Dior), L.VUITTON, MARTELL, MICHELIN, MOET, MOULINEX, REMY MARTIN, ROCHAS, ROUSSEL, ST GOBAIN, SALOMON, SCNEIDER, SEB, TOTAL, VALDOR, VICTORINOX の35社。フランス企業に限らず日米の企業、中国の企業であっても会員となることができる。

(3) 会費

会費は、以下のランクに分かれている。

News Letter の購読のみが年間 5,500 フランスフラン(1FFr = 約 20 円)、北京の市場調査(2月に1回のレポート付き)、大連と広州の年2回の交易会における調査及び のサービスが年間 17,500FFr、権利者が発見したニセモノ小売店の取締のアレンジメント及び、 のサービスが年間 30,000FFr。

ニセモノ業者の発見と取締、同業他社との連携サポート、共同捜査・取締のアレンジメント及び ~ のサービスが年間 50,000FFr。

(B) 国家質量技術監督局監督司 (ニセモノ商品取り締まりの現状及び対策)

(1) 中国政府部内の担当

中国政府部内でのニセモノ関係の担当官庁は次のようになっている。まず、工商部門(工商行政管理局)は商標違法の取締業務を担当する。質量技術監督

部門（質量技術監督局）は品質（質量）の違法の取締業務を担当する、品質違反の中には、製品の標識の違法、内部の低品質製品の問題が含まれている。重大な二セモノ問題と、悪質な業者に対しては刑事責任を追究することができ、例えば、違法金額が5万元以上の重要案件については公安部門も取り締まることができる。そのほか専門的な問題はそれぞれの主管部門が担当することとなっている。例えば、薬品と医療器械の二セモノ問題は薬品監督管理部門が取り締まり、食品の二セモノ問題は衛生部門が取り締まる。農業製品（種、農薬、餌、動物医薬、肥料）は農業部門と質量技術監督部門が取り締まる。煙草製品はたばこ専売部門が取り締まることとなっている。

（2）二セモノ問題の重要性

二セモノ商品の取締は中国政府の重要な課題となっており、1982年以來、全国人民代表大会は多数の二セモノ取締まりの立法を行ってきた。また、行政部門は1993年、国家技術監督局がとりまとめとなって、国家経済貿易委員会、工商局、薬品、タバコ、公安などの部門とともに全国の二セモノ商品の取り締まり事務局を設立した。去年の機構改革で、この事務局は解散したが、その後この事務局の機能は国家品質技術監督局監督司が引き継ぐこととなった。

この数年来、国家品質技術監督局が行ったプロジェクトには、毎年元旦、旧正月前に、全国範囲で注目される商品の品質に対する検査。関連部門と協力した重大事件の調査と処分（1997年には各地の技術監督局が1468件のにせ重大事件調査処分し、1998年には国家品質技術監督局が直接指揮して15個の生産拠点を、調査・処分した）。毎年春秋の耕作シーズンの農業用シート、化学肥料、農薬、農機具部品、農業用輸送車部品の取締まり。ユーザーと消費者の反響が大きい専門商品市場の調査（各地の品質技術監督部門を指揮し管理強化をしている。現在では、全国18の省と直轄市の229個の専門商品市場を対象に運動を展開している）。国内流通管理部門と協力した二セモノ一掃運動（1997年末までに売上げが年間1億元以上の企業を合計663社参加させ、600万余りの商品を調査した。）全国優良品保護するプロジェクトの展開（1997年に11種類、1998年には29種の重点保護製品を確定し、1999は111まで重点保護の製品を拡大する予定である。いくつかの外資企業の製品も優良製品の名簿に入れる予定である）。

このほか、地方人民政府も各種の施策を講じており、二セモノ商品取り締まりに力を尽くしている。特に、二セモノ多発地方の河北、広東、福建などでは、政府が二セモノ商品の取り締まりの責任体制を作り上げて、これに取り組んでいる。

（3）取締上の問題点

この数年、二セモノ商品の取り締まりへの対策はある程度の効果を得たものの根本的な改善になっていない。ある地域ではこのような二セモノ活動が凶悪化・狡猾化し、二セモノが蔓延している地域もある。また、二セモノの製造規模が拡大し、製造・販売が粗末な小規模の生産から大量生産設備へ発展している。いくつかの業界や地区に跨って生産、販売のネットワークができてい

のもある。更に、二セモノの生産と販売にかかわる組織・人間がますます複雑になり、個人の私営企業、郷鎮企業だけではなく、外資企業、国有企業、場合によっては暴力団関係者も関わっているようである。さらに、党、政府機関と法律執行部門の腐敗分子がにせものの生産、販売者と結託していることもある。また、二セモノ商品の取り締まりを暴力を使って妨害、反抗し、二セモノ商品の出所の自白を拒絶し、更に法律執行人員を傷ついたり、告発者を打撃したりする現象も時々起こってくる。

これらの原因としては、我が国の市場秩序がまだ十分に発達していないことから、どうしても利益最優先に追い詰められて違法行為をする業者が後をたたないことがあげられる。また、我が国で数多くの小規模の生産者は法制の観念が薄いこともその理由の一つである。

一部の地方指導者は二セモノ商品製造に対して「法律よりもまずは経済発展が優先」と考える人もおり、また、現地の二セモノ商品問題が暴き出されると、地方政府の声望と指導者の業績に影響すると心配する人もいる。これが地方保護主義の背景となっている。

また、現在の法律がやや不備な点もある。例えば、《刑法》によれば、5万元以上の二セモノを生産、販売すると、刑事責任を問うことになるが、犯行者は販売の領収書を残さないで、二セモノ商品の取り締まりでその犯罪行為を立証するのが困難なケースがある。にせものの生産と販売による被害、結果に対する基準が明確ではないため、せっかく捕まえた犯人を釈放しなければならないこともあった。

(4) 今後の課題

今後の課題の一つは、重点製品、重点市場、重点の地区に対する取締の強化である。具体的には、薬品、食品、農業用生産資料、建築材料、低圧電気器具、炊事用具、自動車オートバイ部品が重点製品である。各地で重点地区、重点市場を確定し、偽生産販売拠点を摘発することである。第二は、日常検査と抜き打ち検査を組み合わせ市場の調査を強化することである。組織的な犯罪についても、徹底的に粉砕することである。

また、市場管理、特に、卸売市場と専門市場に対する監視・管理を強化して、一般の市場に二セモノ商品が流れ込まないようにすることも重要である。特に、たばこ、薬品、漢方薬材料の専門市場が重要である。また、製品に対する商標と広告の管理を強化する必要もある。

同時に、行政部門責任者による責任制の徹底、処罰規定の厳格化を図る。

法律執行の厳格化を図り、例えば、二セモノ製造をした経営者についてはその後経営者としての資格を剥奪する。法律執行の公正性、権威を保証するために、質量監督と市場管理を強化する。取締部門間、地区間の協力関係を密接にする。二セモノ商品への告発に対して報奨金を授与する。といった方法を採用する予定である。

(5) 被害を受けた企業の対応

企業は二セモノ問題の性質により、投訴先を選ぶことが出来る。例えば、商

標侵害であれば、工商部門に投訴し、摘発することができる。製品の標識を偽造された場合は質量技術部門に投訴するもできる。これらの投訴は、国家質量技術監督局や国家工商行政管理局等の上級の工商部門、質量技術監督部門に行ってもよいが、中国では、法律執行は所属地域の担当官庁が管理することになっているので、国家機関に投訴された場合には、現地の質量技術監督部門と工商部門に回付して処理させることとなる。

投訴する際に、企業は侵害事実の証拠や関係資料を提供する必要がある。ニセモノ製造販売の拠点を徹底的に排除するためには、できれば、ニセモノ製造販売業者の具体的情報、例えば、工場の名前、住所などを提供することが望ましい。

6. 新刊紹介 知識産権案例精選 (中英対照)

本年1月に、「知識産権案例 精選 (中英対照)」(出版・発行：法律出版社、定価 29RMB。ISBN7-5036-2655-0/D・2365)が発行された。この判例集は、上海高級人民法院知識産権審判庭の編によるもので、1994年に上海高級人民法院及び中級人民法院に知識産権審判庭が設立されて以来、上海地区でこれまでに結審した1,000件余りの判例の中から代表的な14の判決を収録したものである。

案件の内訳は、当事者別では、外国当事者案件4件、香港・台湾3件、その他7件。法律別では、著作権関係6件、商標権関係4件、不正競争防止法関係2件、専利法、ノウハウ関係各1となっている。また、これらの中、5件は刑事案件となっている。いずれの案件も、全文が英訳されている。

最近では、中国語のみの表記であるが、(1)羅東川編「人民法院 知識産権審判案件精選」、専利文献出版社刊、1998.7、定価 25RMB、ISBN7-80011-317-5/Z・308、(2)孫建、羅東川編「知識産権名案評析2」、中国法制出版社刊、1998.5、定価 26RMB、ISBN7-80083-393-3/D・373、(3)程永順編「専利行政紛糾判例集」、専利文献出版社、1999.5、(4)程永順編「知識産権審判要覧」、法律出版社、1999.5、といった判例集も出版されている。(3)の判例集は特に専利局の復審委員会(日本特許庁の審判部に相当)の審決不服関係の案件を50数件集めたものである。実際に裁判所の判決がなかなか公開されない中国においては貴重な情報となっている。

なお、日本では、このような書籍は、中国図書の専門店(例えば、内山書店 tel.03-3294-0671、東方書店 tel.03-3294-1001)を通じて入手可能である。

China IP News Letter =====

日中経済協会 北京事務所 知財ニュース 1999/8/12号 (N0.10)

=====

発行人 関 和郎 (Kazuo SEKI)

このニュースは、中国の知的財産権の状況をお伝えするため、幅広く関係者の皆様にお配りしています。

ご意見・ご質問・ご感想、配布の停止、追加等は

(財)日中経済協会北京事務所知的財産権室

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 401 郵編 100022

TEL.+86-10-6528-2781, FAX+86-10-6528-2782

E-mail:関 和郎,seki@public.east.cn.net

韓 艶梅,pkip@public.east.cn.net までご連絡ください。

Copyright 1999 Kazuo Seki, all rights reserved
